

(令和2年7月1日～令和3年6月30日に借入申込書を受理するものに適用します。)

青森県

○：不足地域

- 新設の場合、融資対象となります。
- 増改築の場合、「甲種増改築資金」として融資対象となります。

×：充足地域

- 新設の場合、原則として融資対象になりません。
- 増改築の場合、「乙種増改築資金」として融資対象となります。
- ※ 「在宅療養支援（歯科）診療所」及び「かかりつけ医機能を有する診療所」の新築資金については、診療所充足地域においてもご融資の対象となります。
- ※ 医師少数区域等における医療体制のために必要な業務を行ったとして認定を受けた医師による新築資金については、診療所充足地域においてもご融資の対象となります。

(詳細は、「ご融資の種類」ページ等をご参照ください。)

市区町村名	一般診療所 過不足	歯科診療所 過不足
青森市	○	×
弘前市	○	×
八戸市	○	○
黒石市	○	○
五所川原市	○	×
十和田市	○	○
三沢市	○	○
むつ市	○	○
つがる市	○	○
平川市	○	○
(東津軽郡)		
平内町	○	○
今別町	○	○
蓬田村	○	○
外ヶ浜町	○	○
(西津軽郡)		
鱒ヶ沢町	○	○
深浦町	○	○
(中津軽郡)		
西目屋村	○	○
(南津軽郡)		
藤崎町	○	×
大鰐町	○	○
田舎館村	○	○
(北津軽郡)		
板柳町	○	×
鶴田町	○	○
中泊町	○	○
(上北郡)		
野辺地町	○	×
七戸町	○	○
六戸町	○	○
横浜町	○	○
東北町	○	○
おいらせ町	○	○

六ヶ所村	○	○
(下北郡)		
大間町	○	○
東通村	○	○
風間浦村	○	○
佐井村	○	×
(三戸郡)		
三戸町	○	○
五戸町	○	○
田子町	○	○
南部町	○	○
階上町	○	○
新郷村	○	○